

特定（産業別）最低賃金の日本標準産業分類表

<p>件名</p>	<p>鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金</p>
<p>適用する 使用者</p>	<p>鳥取県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)～(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>
<p>日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)</p>	
<p>E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E 280 管理, 補助的経済活動を行う事業所(28 電子部品・デバイス・電子回路製造業) E 2800 主として管理事務を行う本社等 E 2809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 E 281 電子デバイス製造業 E 2811 電子管製造業 E 2812 光電変換素子製造業 E 2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く) E 2814 集積回路製造業 E 2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 E 282 電子部品製造業 E 2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 E 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 E 2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業 E 283 記録メディア製造業 E 2831 半導体メモリメディア製造業 E 2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 E 284 電子回路製造業 E 2841 電子回路基板製造業 E 2842 電子回路実装基板製造業 E 285 ユニット部品製造業 E 2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 E 2859 その他のユニット部品製造業 E 289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 E 2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>E 29 電気機械器具製造業 E 290 管理, 補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業) E 2900 主として管理事務を行う本社等 E 2909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 E 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E 2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 E 2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く) E 2913 電力開閉装置製造業 E 2914 配電盤・電力制御装置製造業</p>	

- E 2915 配線器具・配線附属品製造業
- E 292 産業用電気機械器具製造業
 - E 2921 電気溶接機製造業
 - E 2922 内燃機関電装品製造業
 - E 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)
- E 293 民生用電気機械器具製造業
 - E 2931 ちゅう房機器製造業
 - E 2932 空調・住宅関連機器製造業
 - E 2933 衣料衛生関連機器製造業
 - E 2939 その他の民生用電気機械器具製造業
- E 294 電球・電気照明器具製造業
 - E 2941 電球製造業
 - E 2942 電気照明器具製造業
- E 295 電池製造業
 - E 2951 蓄電池製造業
 - E 2952 一次電池(乾電池, 湿電池)製造業
- E 296 電子応用装置製造業
 - E 2961 X線装置製造業
 - E 2962 医療用電子応用装置製造業
 - E 2969 その他の電子応用装置製造業

- E 297 電気計測器製造業
 - E 2971 電気計測器製造業(別掲を除く)
 - E 2972 工業計器製造業
 - E 2973 医療用計測器製造業

鳥取県最低賃金適用

- E 299 その他の電気機械器具製造業
 - E 2999 その他の電気機械器具製造業

E 30 情報通信機械器具製造業

- E 300 管理, 補助的経済活動を行う事業所(30 情報通信機械器具製造業)
 - E 3000 主として管理事務を行う本社等
 - E 3009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- E 301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - E 3011 有線通信機械器具製造業
 - E 3012 携帯電話機・PHS 電話機製造業
 - E 3013 無線通信機械器具製造業
 - E 3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
 - E 3015 交通信号保安装置製造業
 - E 3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
- E 302 映像・音響機械器具製造業
 - E 3021 ビデオ機器製造業
 - E 3022 デジタルカメラ製造業
 - E 3023 電気音響機械器具製造業
- E 303 電子計算機・同附属装置製造業
 - E 3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)
 - E 3032 パーソナルコンピュータ製造業
 - E 3033 外部記憶装置製造業
 - E 3034 印刷装置製造業
 - E 3035 表示装置製造業
 - E 3039 その他の附属装置製造業

L 7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

注)「手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務」の解説は次のとおり

組線

配電盤・分電盤の配線用の線の加工又は組付けの業務。基板内のリード線、部品の端末線等のそろえ・からげ等の業務。(準備作業、後処理作業等付帯する作業を含む。)

取付け

部品を定められた箇所に、さし、曲げ、組合せ、又は接着剤、ナット、ビス等により取付ける業務。(準備作業、後処理作業等付帯する作業を含む。)

※「かしめ」及び「はんだ付け」は取付けの業務には該当せず、当該特定最低賃金が適用されます。

包装又は箱詰め

完成した製品を包装、袋詰、箱詰めする業務。レツテル、付属品、説明書等の詰合わせ・取り揃え等の業務を含む。(準備作業、後処理作業等付帯する作業を含む。)